

大分県報

平成三十年
第二九五一号
一月二十三日

(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定介護機関の名称変更……………一
- 生活保護法等による指定介護機関の所在地変更……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の休止……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の再開……………二
- 生活保護法等による指定介護機関の廃止……………三
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………三
- 臨時種畜検査の実施……………三

教育委員会告示

- 平成三十年度大分県立学校職員(海事職〔司厨員〕)採用選考実施要項……………三

公 告

- 都市計画図書の縦覧……………五

○ 告 示

大分県告示第二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成三十年一月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
フアン薬局 別府医療センター前	別府市内竈一 六―二	株式会社 フアンメ ディカル	佐伯市長谷 九六八二― 一五	居宅療養管理指 導、介護予防居 宅療養管理指導	平二九・六・一
有限会社朝 倉薬局三和 店	日田市大字三 和字郡町三九 ―八	有限会社朝 倉薬局	日田市上城 内町三九七 ―四	居宅療養管理指 導、介護予防居 宅療養管理指導	平二九・一一・一
かわしま訪 問看護リハ ビリステー ション	中津市下池永 九三番地一三	社会医療法 人玄真堂	中津市宮夫 一四番地一	訪問看護、介護 予防訪問看護	平二九・九・七
かわしま介 護保険サー ビスセン ター	中津市下池永 九三番地一三	社会医療法 人玄真堂	中津市宮夫 一四番地一	居宅介護支援	平二九・九・七
ヘルパース テーション かわしま	中津市下池永 九三番地一三	社会医療法 人玄真堂	中津市宮夫 一四番地一	訪問介護、介護 予防訪問介護、 訪問型サービス A	平二九・九・七
デイサービス センター なごみ宇佐	宇佐市閤字沼 口四〇九	株式会社金 色コーポ レーション	中津市万田 五七番地一	通所介護、介護 予防通所介護	平二九・一一・一

大分県告示第二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からその名称の変更があった旨届出があった。

平成三十年一月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称		所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	変更後		
有限会社あわや福祉事業部リブアンドレットリブ	介護ショップあわや竹田事業所	竹田市竹田町三八九一	平二八・七・一

大分県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその所在地の変更があった旨届出があった。

平成三十年一月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の所在地		介護機関の名称	変 更 年 月 日
変更前	変更後		
中津市上博多町一九九一番地一	中津市豊田町一三―六サンビュ―二〇B	介護相談所たいじゅ	平二八・二・一一
宇佐市大字猿渡一〇三〇番地の一	宇佐市大字四日市二四八二―一	サポートネットすまいる	平二八・七・一
別府市石垣東三丁目七二六番地	別府市石垣東三丁目一番三号	一燈園訪問看護ステーション	平二九・六・一
別府市上人西町三組	別府市上人西三組二	目代歯科医院	平二九・一一・六

大分県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを休止した旨届出があった。

平成三十年一月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所 在 地	開 設 者	主たる事務所の所在地	休 止 サ ー ビ ス の 種 類	休 止 年 月 日
宝泉寺温泉デイサービス倶楽部「ほたる」	玖珠郡九重町四二四二四番地の三	有限会社グリンホテール九重	玖珠郡九重町四二四番地の七	通所介護、介護 予防通所介護	平二九・三・三一
NPO法人たすけあい組織鼓楼テイサービス	別府市大字南立石中津留道北二一四五―三一	NPO法人たすけあい組織鼓楼	別府市鶴見三二三番地の七	通所介護、介護 予防通所介護	平二九・八・一

大分県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを再開した旨届出があった。

平成三十年一月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所 在 地	開 設 者	主たる事務所の所在地	再 開 サ ー ビ ス の 種 類	再 開 年 月 日
扇山デイサービス	別府市扇山六一―三	NPO法人たすけあい組織鼓楼	別府市鶴見三二三番地の七	通所介護、介護 予防通所介護	平二九・八・一

大分県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があった。

平成二十九年一月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
セントケア白杵	白杵市江無田字北側二五四一五サンブルム一〇一号	セントケア九州株式会社	熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目三番一号	訪問介護、介護予防訪問介護	平二八・一二・一
かわしま訪問看護リハビリステーション	中津市宮夫一四番地一	社会医療法人玄真堂	中津市宮夫一四番地一	訪問看護、介護予防訪問看護	平二九・九・六
かわしま介護保険サービスセンター	中津市宮夫一四番地一	社会医療法人玄真堂	中津市宮夫一四番地一	居宅介護支援	〃
ヘルパーステーションかわしま	中津市宮夫一四番地一	社会医療法人玄真堂	中津市宮夫一四番地一	訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス	〃
医療法人社団デンタルユニオン愛歯科医院	別府市石垣東八丁目一七第二若草ビルF	医療法人社団デンタルユニオン	大分市奥田六三〇番地三	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平二九・一〇・一

大分県告示第三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり

平成三十年一月二十三日

り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年一月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年一月十日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 燦々会
- 三 代表者の氏名
岡本 庄史
- 四 主たる事務所の所在地
大分市大字中戸次四千三百三十九番地の十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、児童、障害者、社会的弱者に対して、ボランティア活動等を通じて高齢者や認知症高齢者の支援、児童の健全育成、社会的弱者への支援や地域生活支援サービス等の提供などの活動及び事業を行ない、住み慣れた地域社会で明るく、安心して暮らせるよう広く地域福祉に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
事業の変更
公告の方法の変更

大分県告示第三十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

平成三十年一月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

検査期日	検査場所	家畜の種類
平成三十年二月二十八日	竹田市久住町	牛

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第三号

大分県報（告示・教育委告示）

平成三十年年度大分県立学校職員（海事職〔司厨員〕）採用選考を次の要項により実施する。

平成三十年一月二十三日

大分県教育委員会
平成30年度大分県立学校職員（海事職〔司厨員〕）採用選考実施要項

1 目的

大分県立学校の海事職（司厨員）を志望する者について、平成30年度採用に当たつての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職種	採用予定者数	職務内容
海事職（司厨員）	2人	平成30年度から大分県立海洋科学高等学校に勤務し、同校所属の実習船の司厨員として、各種航海における司厨業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 以下のアからウまでの資格、免許若しくは証明書のいずれかを現に有している者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者
 - ア 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）第2条第1項に規定する船舶料理士の資格
 - イ 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師の免許
 - ウ 地方運輸局等（運輸支局及び海事事務所を含む。）の交付した調理教育修了等証明書
 - (2) 昭和37年4月2日以降平成12年4月1日以前に生まれた者
 - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
 - (4) 平成30年4月1日以降の採用に応じられる者
 - ※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。また、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- 4 出願等手続
- (1) 願書受付期間及び提出方法

願書受付期間	平成30年1月23日（火）から同年2月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
--------	--

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易書留とし、封筒の表に「海事職（司厨員）願書在中」と朱書きすること。 ・平成30年2月13日（火）到着のもの（必着）まで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎 別館7階
大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班
郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5517

(3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票	・必要事項を記入すること。
③ 船舶料理士資格証明書、調理師免許証又は調理教育修了等証明書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶料理士資格証明書、調理師免許証又は調理教育修了等証明書の写しを同封すること。 ・取得見込みの者は、取得後直ちに提出すること。
④ 返信用封筒2枚（「受験票送付用」及び「選考結果通知用」）	<ul style="list-style-type: none"> ・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること（宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付封筒とする（両面テープ貼付可）。
⑤ 自己紹介書	・所定のもの（ボールペンで記入すること。）

- (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。
- イ 願書と受験票は切り離さないこと。
- ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku>）からも入手できる。
- エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付
平成30年2月16日(金) 頃本人宛て発送する。

5 選考

(1) 期 日
平成30年2月25日(日)

(2) 試験場

大分県教育センター (大分市大字日野原847番地の2) 電話 (097) 569-0118
(注意) 駐車場は教育センター内駐車場を利用すること。

(3) 試験内容及び日程

試験内容	試験日程
・個人面接 (30分) 人物・教養・専門性などについての個人面接	・受験票送付の際、受験者ごとに日程を通知する。

(4) 携行品 受験票及び筆記具

健康診断書

※ 健康診断書は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に掲載した様式をダウンロードし、印刷したものをใช้ในการこと。また、選考日当日の提出に合わない場合は、事前に4(2)の書類の提出先に電話連絡すること。

(5) 選考結果

選考の結果は、平成30年3月2日(金)午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

6 試験の配点

個人面接 200点

7 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果とともに送付する(口頭による開示(簡易開示)は行わない。)

8 合格者の行う手続等

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

9 採用及び給与

(1) 合格者は、平成30年4月1日付けで採用する。

(2) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

10 その他

携帯電話は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称
大分都市計画下水道 大分公共下水道(大分市決定)

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課